

伐採木の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）の規定に基づいて告示します。

令和8年8月28日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局等

(1) 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民生活部消費生活課
電話 011-211-2245
電子メール：sapporoshohi@city.sapporo.jp

(2) 業務担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課
電話 011-211-2277
電子メール：ainushisaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 売払い件名及び数量 札幌市アイヌ文化交流センター伐採木売払い
長材64m³、枝条・タンコロ113t
- (2) 売払い件名の内容 入札説明書による。
- (3) 引渡し期日 令和8年10月16日
- (4) 引渡し場所 札幌市アイヌ文化交流センター（札幌市南区小金湯27番地）
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1(1)に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付する。なお、下記URLよりダウンロードすることができる。

<http://www.city.sapporo.jp/shohi/keiyaku/ippankyoso/ippan.html>

- (3) 入札書の提出期限
令和8年9月14日（月）17時15分（送付の場合は必着のこと）。
- (4) 開札の日時及び場所
日時 令和8年9月15日（火）10時00分
場所 札幌市役所本庁舎13階市民文化局消費生活課事務室
- (5) 入札書の提出方法
入札書は上記1(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低売払価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法等
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格以上で、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は入札説明書による。